



議会だより

なよろ

増刊号

2015 .10 .1 発行



平成27年度名寄市議会 議会報告会報告書



(写真上は市民文化センター)

もくじ

議会報告会を終えて	2
議会報告会実施概要	2
会場別実施抄録	3
市民要望等への市長の見解	4 ~ 8

各会場からいただいた主なご意見

7月27日

智恵文多目的研修センター会場 参加者11人

熊の出没に対する対応について
河川の手入れについて
中山間事業における活動費の
支払時期について
電気柵の設置拡大と安全確保
について
大雨対策について
国道の草刈りについて
熊対策について
東恵橋の整備について



智恵文会場にて

7月28日

名寄市役所風連庁舎会場 参加者8人

プレミアム付き商品券の販売方法について
スポーツ環境の整備について
風連中学校の屋外水飲み場の設置について
名寄市立大学の学生に対する
家賃対策について
社会福祉協議会事務所の一元
化について
風連中学校跡地の環境整備に
ついて
北栄町内会における集会所の
整備について



風連庁舎会場にて

7月29日

市民文化センター会場 参加者23人

議員の一般質問における根拠データについて
名寄市立大学における入学期料のフラット化について
18線橋の架け替えについて
南公園にある木の剪定について
親林館の用途変更に対する市
民説明について
災害対策について
公園周辺の落葉対策について
老人に対するいじめについて
戦争法案に対する議会対応に
ついて



市民文化センター会場にて

7月29日

駅前交流プラザ「よーな」会場 参加者7人

市営住宅の空き家について
中心市街地の活性化対策について
北斗団地前の道路整備におけ
る全面通行止めについて
中名寄地区の10線道路の整備
について
市立病院の看護師の対応につ
いて
戦争法案の廃案を求める請願
に対する議会対応について
サンピラーパークの芝桜の除
草について



「よーな」会場にて

市民要望に対する市長の見解

1

ヒグマ出没の対応・対策について

ここ数年、特に農村地区を中心にヒグマの出没が相次いでおり、農作物被害も多く発生しています。今年もすでに多数の目撃情報や足跡が確認されていることから、今後ヒグマが好んで食べるスイートコーンの収穫期を迎え、出没の増加も予想されます。

報告会の中で農業者から「出没箇所への注意看板の設置が十分になされていない」、「箱わなの効果的な設置による捕獲の努力を」、「人的被害が絶対に起こらない対応を」などの意見が出されました。

ヒグマ出没時の市の対応・対策の考え方について市長の見解を求めます。

【回答】

本年度のヒグマ出没状況として、8月19日現在で51件の情報が寄せられています。昨年は同時期で21件、トータルで25件でしたが、すでに昨年の倍以上の出没情報となっています。

ヒグマ出没情報が寄せられた場合の対応としては、警察署と連携し現地確認を実施、出没箇所看板を設置するとともに、町内会長に伝達し、近隣住民を戸別に訪問するなど注意喚起を行っています。現場が学校に近い場合は、学校および教育委員会にも周知し注意を呼びかけています。山林内に点在する畑に出没した場合については耕作者に注意喚起するとともに、ご意見のように看板設置を見送っている場所があるのも事実ですが現場の状況に応じて判断しています。

民家、学校に近い場合や、出没が繰り返されている場所など、危険度の高さや熊の行動に応じて、猟友会に出動要請、箱わなの設置、巡視による警戒及び駆除を行っています。

これまでの広報活動としては、5月広報紙および8月は独自チラシで市民に対して注意をよびかけているほか、7月には農業者に対し、熊よけ対策として電気柵設置等の文書を送付しています。また、市ホームページには、出没状況を随時更新し情報を掲載しています。

農業者の皆様には作物への被害防止や農地に熊を近づけないよう電気柵の設置をお願いしていますが、コストと労力の面からすべての農地はカバーできていない状況です。農作物の味を覚えさせてしまうと頻繁に出没しますので、引き続き電気柵の普及に努めたいと考えています。

6月中旬より、民家近くへの出没が多発しましたので、日没前は猟友会に巡回駆除要請を行うほか、市職員を出動させ出没場所及び昨年の出没場所も含めて日没後2時間程度、爆竹等を使用し追い払いを基本としたパトロールを実施しています。



熊出没注意の啓発看板



熊よけの電気柵

ヒグマ駆除状況としては、猟友会のご尽力により、本年5月、6月に各1頭ずつ銃器により駆除し、7月末には箱わなにより1頭駆除、合計3頭を駆除しています。

これらの対策を複合的に組み合わせ、今後も被害防止に努めてまいります。

2

大雨・集中豪雨対策について

近年毎年のように発生する大雨・集中豪雨により、特に畑作地帯においては道路側溝、排水、用水などが溢れ、農地が冠水し農作物にも大きな被害が出ています。

各施設とも過去の一定整備から年数が経過しており、近年の集中豪雨に対応できない状況になってきているとの指摘を含め根本的な改善を求める意見が出されました。

畑作地帯の排水対策についての市長の見解を求めます。

【回答】

近年の大雨・ゲリラ豪雨により、智恵文地域では毎年甚大な被害が生じていますが、智恵文地域の普通河川については、ほとんどが過去に農業用幹線排水路として整備され、河川改修事業のような豪雨を想定した基準で造成されていないことが原因のひとつと考えられます。これを改善するために河川改修で取り組むと、市が管理をしている普通河川には補助事業メニューがないため、他の事業と組み合わせる有効な財源を確保しなくてはなりません。

市としては、智恵文地域のまちづくり懇談会で用水施設の改修が要望されているほか、今年2月には13線川を主とした支線排水、暗渠排水の改修要望書が提出されていますので、

智恵文全域を対象とした面整備をはじめ、幹線排水、支線排水、用水施設等を道営補助事業で総合的に整備していきたいと考えています。

7月末には、智恵文地域の町内会長、JA、各営農組織代表、農業委員など関係者に参集いただき説明会を開催したところ、事業実施に向けて期成会を設立し活動することが確認されました。今後は、要望量調査を行い事業量を把握し、上川総合振興局、道北なよろ農協などの関係機関と連携し、道営補助事業の早期採択に向けて協議することに加え、農家負担軽減措置（いわゆるパワーアップ事業）の継続についても道へ要望してまいります。

3

プレミアム付き商品券の販売について

先般販売されたプレミアム付き商品券に関して、購入は1世帯3セットまで、購入の際は広報なよろ6月号を持参となっていました。一部それらが守られずに、1世帯で相当量を購入した事例や、広報を持参しなくても購入できたなどの事例が実際にあり、公平性に欠けるのではないかと指摘がありました。

市としての実態把握と対応を含めて市長の見解を求めます。

【回答】

プレミアム付き「なよろ地域商品券」は、名寄商工会議所及び風連商工会を中心に市内事業所から構成さ



消費拡大を期待する商品券取扱店

れた実行委員会が販売、換金等全ての作業を実施いただいております。

今回の「なよろ地域商品券」は、前回までの事業の反省を踏まえ、購入機会の拡充と早期完売を図るため、市内金融機関からの協力も受け、6月22日から販売され7月1日までの9日間で25,000セット全てが完売となりました。

実行委員会からは、販売作業が終了したことから、今回の販売に係る反省点等を検証するため各金融機関等からの聞き取り調査等を行い、市に対して報告書の提出がありました。

議会報告会の中でご指摘がありました商品券を4セット以上購入した市民があり、不公平があったとの内容について、提出された報告書の中にも、重複して購入した市民が実際にいた事実を確認した旨の記載がありました。具体的な数については、実行委員会に確認したところ、個人名等の記載があり個人情報関係から調査・公表することは出来ない旨の回答がありました。

今回の購入限度数について厳格な対応がされていなかった事実、市民への販売における公平・公正への疑義が出されたことについては、市側の指導が不十分であったことが原因であります。

これらの事実に対し、市といたしましても誠に遺憾に思いますとともに深く反省し、不公平感を抱かせてしまった市民に対し、心からお詫び申し上げます。

4

子どもたちのスポーツ環境の整備について

現在市内では、様々な競技において多くのスポーツ少年団が活動をしています。団体によっては保護者の協力を得なが

ら、地元において短期合宿を行うなど、スポーツを通して子どもたちの健全育成に力を注いでいます。

しかしながら本市においては、合宿等が行える施設の整備（調理対応等）が十分であるとは言えないことから、安価で利用できる合宿施設の整備を要望する意見が出されました。

スポーツ振興、青少年健全育成という観点から、施設等の環境整備に対する考え方について市長の見解を求めます。

【回答】

本年6月の第2回定例会でも同様の質問にお答えしておりますが、現在、名寄市においては、いわゆる「なよろ温泉サンピラー」が、名寄市ピヤシリスキー場条例で宿泊研修施設に位置付けられております。しかしながら、道内外の高校、大学等の運動部の合宿には利用されていますが、市内青少年活動においての宿泊研修施設としては宿泊料金や施設の利用形態の関係もあり、積極的な活用はされていないのが現状です。市所有の公共施設においても、行政主体の体験学習事業や交流事業で、施設管理、警備、保安上、支障のない活動については宿泊をともなった活動で利用している場合がありますが、少年団活動だけの利用には制限があるのが現状です。また、体育館が隣接している地区コミュニティーセンターについて、宿泊研修（合宿）としての利用は殆どない状況にあります。

現時点においては、宿泊研修施設を新設する計画はございませんが、廃校になった校舎、また、その他、遊休施設の活用についても検討していく必要があると考えております。これらの施設の活用については、名寄市行財政改革推進実施本部の事業見直し検討部会での公共施設のあり方や次期総合計画検討において議論になると考えております。また、近隣自治体では、宿泊研修施設を有していますので、自治体間の施

設の有効利用についても検討していく必要があります。

具体的な施設として取り上げられました風連農村環境改善センターについては、現状の利用を維持していくための設備修繕等は随時おこなっておりますが、合宿利用を見据えた大規模改修の考えは現時点ではございません。当該施設も老朽化が進んでおり、継続して活用をしていくこととなりますと大規模な修繕も今後必要となります。その際は施設の本来の設置目的に適合した改修に対する国・道の補助メニューを模索し、一定の財源を確保しながらの事業実施になると考えております。

5

橋梁改修について

具体的に18線橋の早期改修を求める意見がありました。橋梁長寿命化修繕計画に基づき修繕等が進められていくものと認識をしていますが、現在の進捗状況及び同計画における各橋梁の修繕年度（優先順位）についての考え方を含めて、市長の見解を求めます。

【回答】

平成25年度に策定を終えた「名寄市橋梁長寿命化修繕計画」により調査を行った橋梁244橋について、損傷度合いを5段階に分けて評定判別を行っております。この判別により損傷評価の悪い2段階分の橋梁25橋について優先的に修繕工事等の対応を進める計画としております。

この25橋については概ね10年間で進捗を図りたいと思っておりますが、修繕工事の具体的な年次計画については、国の交付金事業の採択状況と市の財政状況を鑑みながら実施をしていく

こととなります。

今年度については、修繕工事を行う4橋の実設計委託業務と中名寄の七線橋の修繕工事を実施予定としており、来年度につきましては、東5号道路にかかる南大橋を工事着手する予定としております。

今後も、橋梁点検を定期的に継続し、橋梁の長寿命化、維持延命に努めてまいります。

6

市営住宅の空き家について

高見区の市営住宅において、1年以上空き家になっているところを含め、現在でも6戸の空き家があるとの指摘があり、市として財産の有効活用を図るべきではないか、との意見が出されました。

現状を含め今後の対応について市長の見解を求めます。

【回答】

ご指摘の市営住宅につきましては、「緑丘第1団地」のことと存じますが、平成27年6月公募において当該団地については2戸の募集を行ったことにより、7月末と8月初めより入居いただき、空き家は現在4戸となっております。

6月公募では、募集した緑丘第1団地2戸のうち1戸と他団地1戸の修繕を業者へ発注しており、営繕作業員による直営修繕とあわせて可能な限り未入居期間が短くなるよう努めているところです。

名寄市には15団地約950戸の市営住宅がありますが、その中で空き家が特定の団地に偏らないよう調整しながら修繕および公募を行なっているため、ご指摘のように、長期空き

家が生じてしまう場合があり市としましては大変苦慮しているところですが、

今後につきましても、市営住宅を有効活用できるように修繕を行なう営繕作業員の人的部分や業者修繕にかかる予算的な部分などにつきましても、可能な限り必要な措置を図ってまいりたいと存じておりますので、ご理解ご協力くださいますようお願い申し上げます。

7

名寄地区中心市街地の活性化について

当市にとって名寄地区中心市街地の活性化は大きな課題となっております。特に、商店街では空き店舗が多く見られ、人通りも年々減少の一途をたどっています。

参加者から「空き店舗を市が借り上げて活用はできないのか」、「中心街にも道の駅にあるような常設の野菜直売所などがあればよいのではないか」などの意見が出されました。

名寄地区中心市街地の活性化策及び空き店舗の有効活用の考え方について、市長の見解を求めます。

【回答】

空き店舗対策等中小企業に対する支援制度については、現在名寄市中小企業振興審議会の中に中小企業支援制度検討部会を設け、平成28年4月施行を目指して名寄市中小企業振興条例及び同施行規則の見直し作業を行っているところです。

現在まで3回に亘る検討部会が開



中心市街地の活性化が望まれる

「議会基本条例」を知っていますか？

名寄市議会においては、平成21年4月1日に「議会基本条例」を議員自らにより制定してきています。この条例の目的としては、行政への監視機能を果たすことや市民への積極的な情報公開と説明責任を遂行することにより、情報を共有しながら市民意思を的確に把握しながら、合議制機関として自由かつ達な討論を通じて、政策を競い、協力し、政策立案能力を高めながら、市民にとって公正、公平で最も有益な結論を導くことにより、市民全体の福祉の向上に尽くすことにしています。

議会としては、この理念を具体化するために情報公開と市民参加の推進を図るため、議会広報やホームページ等での情報公開のほかに、議会としての説明責任を果たし、議会の政策活動への市民参加を進めるために、市民に対する議会報告会を年1回以上開催することにしています。

今後において、議会改革を進める中で、この条例の目的が達成されているか検証を行い、検証結果に基づいてこの条例の改正を含めて適正な措置を講じてまいります。

催され、今後の中小企業振興策の基本的な指針となる条例案について検討いただき、大筋がまとまったところで、次回以降の検討部会においての議題が、具体的な支援策を中心に議論をされることになり、厳しい財政状況と多くの難題がある中で、どの課題に対する施策に取り組むことが、高い事業効果を導くことができるかなどを検討していくことになります。

検討部会のまとめ作業は、概ね本年10月末を目標としておりますので、一定の支援策等の骨子が作成された段階で議会にも状況報告をし、ご意見等を伺いたいと考えています。

